資料 2 一 1	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の概要

# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の概要

## 背景

消費者被害では同種被害が多発

訴訟による被害回復は困難

(泣き寝入り)

- ・事業者と消費者との間の構造的格差 (情報量·交渉力等)
- ・訴訟に要する費用・労力



消費者団体に よる新しい訴訟 制度を創設し、 被害回復の実 効性確保

# 平成28年10月1日施行

下位法令・ガイドライン等

- 施行令
- ·施行規則
- ・特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン
- 最高裁判所規則

### 概要

## 二段階型の訴訟制度:

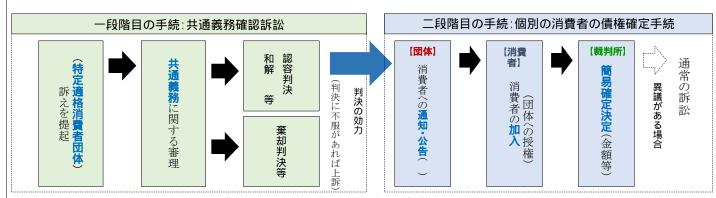
一段階目:事業者の

共通義務を確認 (金銭支払義務)

二段階目:個別消費者の

債権を確定

(誰に、いくら支払うか)



仮差押え:特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てをすることができる。 特定適格消費者団体が対象となる消費者に対し、書面等で個別に通知、相当な方法により公告(インターネット等も可)

### 特定適格消費者団体

適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権 を行使。現在全国12団体)から新たな認定要件を満 たす者を内閣総理大臣が認定。

#### 【新たな認定要件】

- ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- ・弁護士を理事として選任
- ・費用・報酬等の額又は算定方法が消費者の利益の 擁護の見地から不当なものでない 等

#### 【責務規定:行為規範】

- ・ 濫訴等の禁止 ・ 弁護士に追行させる義務
- ・個人情報の適正な管理・財産上の利益の受領禁止
- ・内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象 (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

### 対象となる事案

消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下のもの

契約上の債務の履行の請求

不当利得に係る請求

契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求

不法行為に基づ〈民法の規定による損害賠償の請求

いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く。

#### 新しい訴訟制度のメリット

これまで泣き寝入りしてきた消費 者被害の回復が可能に

個々の消費者が多くの手続を行 うことなく、消費者団体の持つ専 門的な知識や交渉力を活用する ことが可能

紛争の一回的解決が図ることが できる